

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

介護保険法施行令の一部改正（31.3.29 公布、31.4.1 施行）により、所得段階が第1段階の第1号被保険者に係る介護保険料の軽減割合が改められたほか、所得段階が第2段階及び第3段階の第1号被保険者に係る介護保険料を軽減することができることとされたため、当該被保険者に係る保険料率を次のとおり改める。

被保険者の区分	現 行	改 正 案
	軽減割合 保険料率	軽減割合 保険料率
第1段階(割合(※)0.5) 被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額(※)と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の者	0.05 34,992円	0.125 29,160円
第2段階(割合0.625) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超え、120万円以下の者	0 48,600円	0.125 38,880円
第3段階(割合0.75) 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円を超える者	0 58,320円	0.025 56,376円

※ 割合…介護保険法施行令第39条第1項各号に定める割合を標準として区が定める割合

※ 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から租税特別措置法で規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額

2 施行期日等

公布の日（平成31年度分の保険料率から適用）